資料3 参考資料

(平成20年2月4日資料)

明石市議会の概要

明石市議会事務局

1. 議会とは

<市政と市議会>

明石市など地方公共団体は、憲法第 93 条や地方自治法第 89 条~第 138 条の規定 に沿って、議会を設置しています。これは、住民がその地域の行政を自分たちの手 で行うという"地方自治"の本旨に基づいたものです。

そこで、市民から選ばれた市議会議員で構成する市議会は、市政に、市民一人ひとりの意見や要望を正しく反映させる責任があります。しかし、民主主義の原点である地方自治を進展させるには、市政を代表者にまかせきりにせず、市民の協働と参画による行政運営が必要です。

<市議会と市長>

市政の推進へ、市議会は『議決機関』として、また市長側は『執行機関』として、 それぞれの機能をはたしています。つまり、議会が市の意思を決定したのち、市長 がその方針にしたがって具体的に施策を実施するわけです。

そして両者は、互いに対等の立場から、均衡とけん制を保つことにより、市政を 公正に運営しています。

く議会の権限>

議会には、その使命達成のため様々な権限が与えられています。

とりわけ**議決権**は、もっとも基本的なもので、①条例の制定や改廃②予算の決定 ③決算の認定などが含まれます。

このほかの主な権限は、次のとおりです。

- ○調査権 市の事務について自主的に調査する。
- ○選挙権 議長・副議長や選挙管理委員などを選挙する。
- ○検査権 議決の執行状況について書類検査や報告請求をする。
- ○同意権 副市長・監査委員などの市長選任案に同意する。

2. 明石市議会の構成

く議 員>

25歳以上の明石市民で選挙権のある人は、市議会議員選挙に立候補することができます。

本市議会の議員定数は 31 名で、現議員の任期は平成 19 年 5 月 1 日から 23 年 4 月 30 日までとなっています。

①議員定数 上限数 38人以下

条例定数 31人(現員数31人)

②議員定数の変遷

条例定数	適応年月日
3 6 → 2 4	S 3 0.5.1
2 4 → 3 3	S 4 6.5.1
3 3 → 3 1	H 1 5. 5. 1

<議 長・副 議 長>

議長と副議長は、議員間の選挙で選ばれます。

議長は、議会を代表する立場にあり、議場の秩序を保ち、議事を整理するなど重要な役割を果たしています。また**副議長**は、議長が病気などで欠けたときに、議長の代わりを務めます。

平成 19 年 5 月 16 日~

議 長 井藤 圭湍 副議長 松井 久美子

<会 派>

議員が自分の考えを市政へ効率的に反映させるため、同じ意見を持った者が集まり**会派**をつくっています。

会派別議員数

会	派	名	人数	備考
新	政	会	8人	
公	明	党	6人	(うち女性2人)
新原	虱 次 世	代	5人	(うち女性1人)
市」	民 クラ	ブ	4人	
日 2	本 共 産	党	3 人	(うち女性2人)
民	主 連	合	3 人	
自日	由 ク ラ	ブ	1人	
明	石 の	風	1人	

<議会事務局>

市議会内に事務局が設けられ、議会に関するすべての事務を処理しています。

具体的には、本会議・委員会の運営をはじめ、会議録・委員会記録の作成、市議会だよりの発行、各種資料の収集・調査や議会図書室の管理などです。

現在、庶務・議事の2課で職員15名(嘱託・臨時職員含む)が執務にあたっています。

3. 明石市議会の運営

議会の会議には、定期的に開かれる"**定例会**"と必要に応じて特別に開かれる"**臨** 時会"があります。

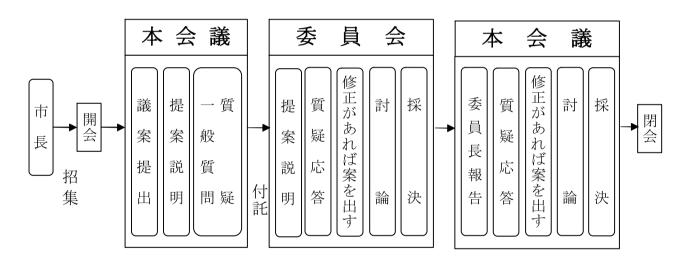
本市では、定例会が1年に4回、3月・6月・9月・12月にそれぞれ開かれています。

こうした議会を開くため、議員に集合を命ずることを**招集**といい、市長にその権限が与えられています。

また、議長が議会運営委員会の議決を経て請求する場合、または、議員定数の 4 分の1以上から請求がある場合、市長は臨時会を招集しなければなりません。

議会の開会から閉会までの期間が**会期**で、議会が独自に決定しています。なお、会期中の議会の流れは下記のとおりです。

議会の流れ



<本会議>

全議員が議場に集まり、市長から提案された議案などを審議した上で、議会の意思を最終的に決定します。これが本会議で、議員定数(31名)の半数以上(16名以上)出席することが必要です。

本会議では、議案質疑のほか、市政全般に対する一般質問が行われ、活発な議論を展開しています。

①定例会 3月、6月、9月、12月

②臨時会 5月(役員改選)

く委員会>

議会での審議は、あくまでも本会議中心でなされるべきですが、より効率的・専門的に審査するため、**委員会**を設置しています。

〇常任委員会

条例によって、下記の4つの常任委員会が設置されています。

これらの委員会では、予算などの議案や市民から提出された請願の審査のほか、所管事務の調査を行っています。

委員会名	定数(現員数)	所 管 事 項
総務	8人	政策部、総務部、財務部、会計室、消防 本部及び消防署、選挙管理委員会、監査 委員、公平委員会
文教厚生	8 (7) 人	教育委員会、福祉部及び福祉事務所、保 険・健康部、市立病院
生活環境	8人	コミュニティ推進部、文化芸術部、環境部、産業振興部、農業委員会
建設	7人	土木部、都市整備部、下水道部、水道部、交通部

〇特別委員会

特別委員会は、特定の案件を審査するため、必要な場合に設けられます。

例年、一般会計及び特別会計・企業会計の決算を審査するため、9月定例会で**決算審査特別委員会**が設置され、閉会中に審査した後、12月定例会で結論が出されます。

〇議会運営委員会

常任・特別委員会のほかに、議会運営委員会が設けられ、「議会運営に関する事項」「会議規則、委員会条例などに関する事項」「議長の諮問に関する事項」を所管しています。

議会運営委員会(平成4年5月13日の議決で条例化)

委員会名	定数(現員数)	所 管 事 項
議会運営	9(8)人	① 議会運営に関する事項② 会議規則、委員会条例等に関する事項③ 議長の諮問に関する事項

<諸 会 議>

会 議 名	出 席 者	協議事項
代表者会	正・副議長 会派交渉権を有する会派 (所属議員3名以上)の代表者	。各会派間の意見調整・連絡・ 協議を行う
議員協議会	全 議 員	・本会議に先立つ提出議案の概要説明・重要事案の協議
委員長会	各委員会委員長	。常任委員会の開会日程の調整

4. 請願・陳情

市政に対し、自分たちの意見や要望を具体的に示すことができます。これが**請願** または**陳情**といわれるもので、議会に提出します。

このうち、請願については議員の紹介が必要で、担当委員会で審査したあと、本会議で採択の可否を決定します。

採択した請願は、市長や国など関係機関に送付されます。

5. 議会活動状況(平成19年)

①本会議・委員会

項目	会期	日数
3月定例会	2 7	5
5月臨時会	3	2
6月定例会	1 8	4
9月定例会	2 0	4
12月定例会	1 6	4
合 計	8 4	1 9

	委員会名	回数	
常任	総 文教厚生 生活文化 建設企業	6 5 7	
特別	18年度決算審査	7	
	議会運営委員会		
	合 計	4 7	

②法令によらない会議

・議員協議会 6回

代表者会26回

・委員長会 4回

③可決した議決件数 138件

④採択した意見書 10件

⑤請願・陳情の状況

請願処理件数 11件

・陳情・要望等 1件

6. 議 会 広 報

	発行	年 5 回 (各定例会と 5 月臨時会) タブロイド版 2~8 ページ	
議 会 報「あかし市議会だより」	発行部数	116,000 部	
	配布数	市内全世帯 (日刊6紙 新聞折り込み)	
	編集方法	市議会だより編集委員会にて編集方針 を検討	
明石ケーブルテレビ	・あかしチャンネル「海峡のまち明石」・年2回 市議会特集を放映・3月定例会代表質問の様子を録画放映・定例会の会期、日程の文字放送		
テレホンガイドあかし	定例会の会期・日程		
明石市のホームページ 「市議会コーナー」	 ・市議会の概要・定例会の日程 ・議員名簿会派や委員会の構成名簿 ・市議会だより(H14.1号以降) ・市議会会議録検索システム 本会議記録(H11.5以降) 委員会記録(H19.6以降) ・一般質問の内容(質問日の前日に掲載) ・可決された意見書 ほか 		

7. 議会活性化の取り組み

<議会運営の充実・改革>

- (1) 代表質問の実施(平成16年度)
- (2) 常任委員会の理事者入れ替え制の実施(平成18年度)
- (3) 理事者登壇の試行(平成19年度)
- (4) 明石市議会のあるべき姿・明石市議会議員のあるべき姿の検討(平成19年度)

<議会情報発信の充実>

- (1) 本会議会議録検索システムの運用(平成15年度)
- (2) 代表質問の CATV 中継の実施 (平成 16 年度)
- (3) 4月発行の市議会だよりの増ページ(平成17年度)
- (4) ホームページの充実(平成15年度~)
- (5) 委員会記録検索システムの運用(平成19年度)
- (6) ホームページのリニューアル (平成19年度予定)

<政務調査費の見直し>

- (1) 政務調査費の使涂基準の見直し (平成15年度~)
- (2) 政務調査費における領収書添付の義務化(平成19年度)

<行政改革(議会費の削減)>

- (1) 議員定数の削減(33名⇒31名)(平成15年度~)
- (2) 議員報酬の削減 (平成19・20年度)
- (3) 議会交際費の削減(平成15・16・19年度)
- (4) 政務調査費の削減 (平成15・19・20年度)
- (5) 議会公用車運転手を嘱託に切り替え(平成15年度)
- (6) 用務員を常勤職員から派遣職員に変更(平成17年度)
- (7) その他旅費など議会費の削減(平成15年度~)

<傍聴者など来庁者が利用しやすい議会棟>

- (1) 女性用トイレの増設、手すりの設置(平成18年度)
- (2) エレベーターの改修(平成18年度)